

## 指針に係る検討体制について

### 1. 見直しの手続

- 指針の告示が適用される平成26年4月1日以降の精神保健医療福祉の動向を把握しながら、指針の見直しに係る検討を行うこととする。

### 2. 見直しのスケジュール

- 告示から5年を目途として必要な見直しを行うこととする。

